

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「最低賃金引き上げ、全国平均780円に」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

厚生労働省は28日、2014年度の最低賃金が全国平均で時給780円となり、前年度より16円上昇したと発表しました。この最低賃金引き上げにより最低賃金で働いた場合の収入が、生活保護の水準を下回るといった従来からの懸案事項が、改正最低賃金法が2008年に施行後として初めて解消されることとなります。

最低賃金は、企業が従業員に最低限支払わなければならない賃金で、厚生労働省の審議会が先月に示した目安を基に、都道府県ごとに労使による話し合いが行われ、全国平均で時給780円と、前の年より16円引き上げられることになりました。

最も高いのは東京の888円で（19円増）、次いで神奈川の887円（19円増）、大阪の838円（19円増）などとなっています。最も低いのは、鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄の7つの県で、677円となります。時給の格差は東京と地方とを比べると最大211円となり、今後、地方の最低賃金の引き上げが課題となります。

この新しい最低賃金は、10月から順次適用される見通しです。

最低賃金は他に職業別の最低賃金もあり、都道府県別最低賃金と職業別最低賃金のいずれをも下回ってはいけません。

最低賃金の違反は、最低賃金法第40条により50万円以下の罰金に処せられます。労働関係の法律で罰則が適用されるものは意外と少ないのですが、最低賃金違反には罰金が設けられていることから、最低賃金違反は労働法の中でも重大な違反と扱われることが分かります。

それにしても、東京の最低賃金が888円であるのに対して、地方では677円と31%もの開きがあるとは驚きですね。人手不足が徐々に深刻になってきている昨今、地方で20万円の給与で採用できる人材が、東京では26万円以上の給与でなければ採用することが難しいということになります。

別の観点で言えば、インターネットなどを利用して東京や大阪の都市圏で行う必要のないビジネスモデルならば、あえて都市圏を避けることで人件費を大幅に抑えることができますし、実際にそのようなビジネスモデルは、すでに巷に溢れていることに改めて気づかされます。